

報告第十四号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり訴えを提起
したので、同条第二項の規定により報告する。

令和四年九月十四日

江戸川区長 齊藤 猛

訴えの提起調書 (総括表)

No1

債権の名称 (担当部課)	訴訟物の価額	訴訟の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	149,000 円	1 件
合 計	149,000 円	1 件

訴えの提起調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
担 当 部 課 生活振興部地域振興課

No2

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	貸付金額	当事者
1	149,000 円	令和4年7月11日	東京簡易裁判所 令和4年(ハ)第30826号	令和4年7月20日	平成8年12月5日	200,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
計	149,000 円						